

一関市長定例記者会見

日時：令和3年4月12日（月）

午前11時から12時まで

場所：特別会議室

○市長発表事項

各種計画の策定について

○その他

各種計画の策定について

市は、令和2年度に「一関市総合計画後期基本計画」（令和3年度～7年度）を策定し、基本構想の将来像である「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」を実現するため、各種施策を展開していきます。

個々具体の施策については、各分野において基本的な方針や考え、行動指針を示すための各種の計画を策定し推進していくこととしております。

このうち、令和3年度を始期として策定した各種計画は下記のとおりです。

記

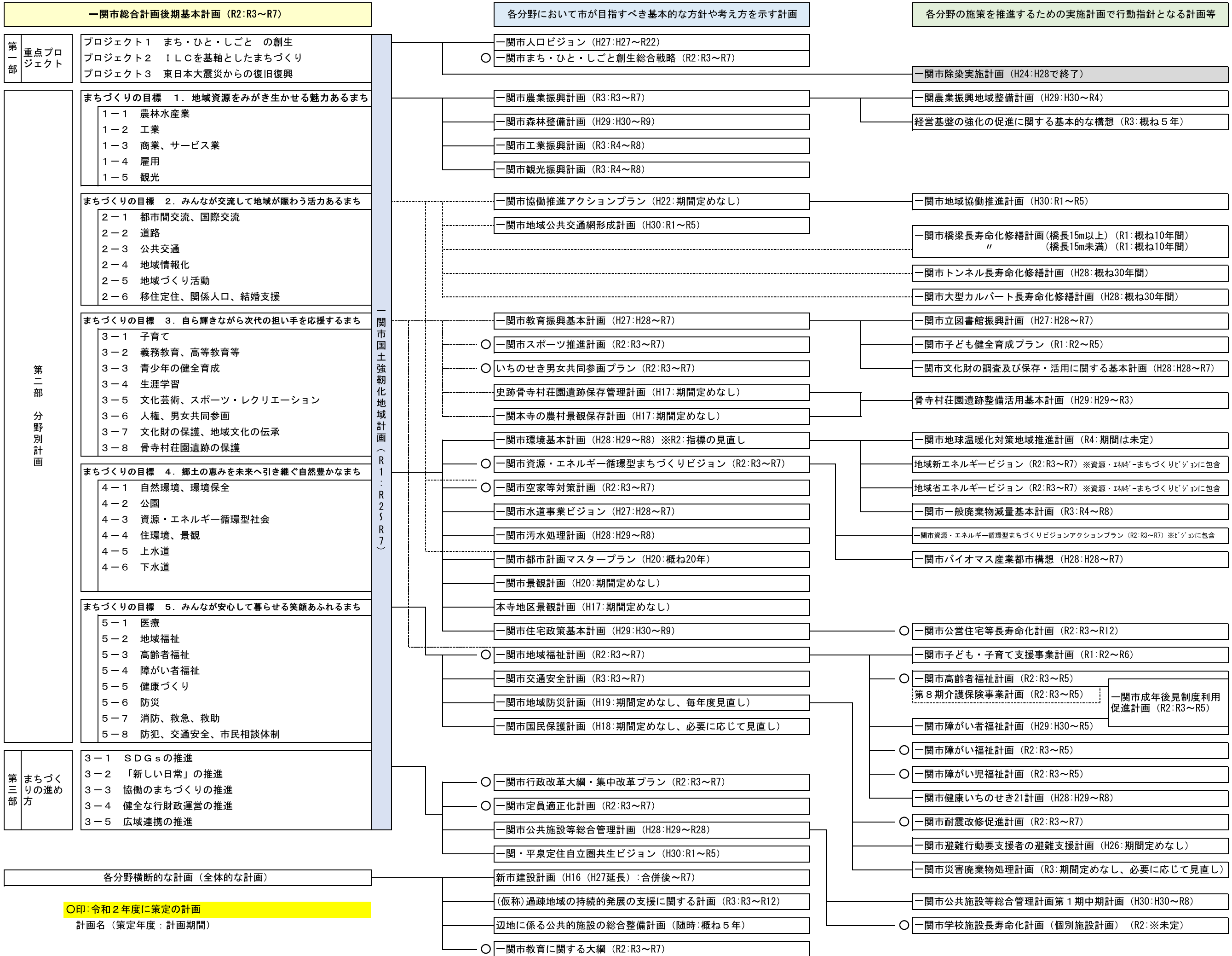
1 令和3年度を始期として策定した各種計画（資料2参照）

- (1) 一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (2) 一関市スポーツ推進計画
- (3) いちのせき男女共同参画プラン
- (4) 一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン
- (5) 一関市空家等対策計画
- (6) 一関市地域福祉計画
- (7) 一関市行政改革大綱・集中改革プラン
- (8) 一関市定員適正化計画
- (9) 一関市教育に関する大綱
- (10) 一関市公営住宅等長寿命化計画
- (11) 一関市高齢者福祉計画
- (12) 一関市障がい福祉計画
- (13) 一関市障がい児福祉計画
- (14) 一関市耐震改修促進計画
- (15) 一関市学校施設長寿命化計画（個別施設計画）

2 その他

- (1) 市が策定した各種計画の「市総合計画後期基本計画」における位置づけは、体系図（資料1）を参照してください。
- (2) 各種計画は順次、市のホームページに全文を掲載します。

問い合わせ先 一関市役所
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
市長公室次長兼政策企画課長 菅原 稔
電話：(0191)21-8641（ダイヤル） FAX：(0191)21-5733
電子メールアドレス：seisaku@city.ichinoseki.iwate.jp



No.	計画名	目的	概要	骨子	新規・改定の別	計画期間	策定日	市民等からの意見聴取の方法	審議会等	所管部課
1	一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略	豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成(まち)、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保(ひと)、及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出(しごと)を一体的に推進する	人口減少の抑制と人口減少下においても持続可能な社会を構築するための取組方向や具体的な施策を示すもの	以下の3つの目標を基に施策を推進する ・地域の稼ぐ力を高め、仕事と豊かな暮らしを市内外から人が集うまちを目指す ・結婚、出産、子育ての希望や生活と調和した働き方を実現し、様々な人が子育てに関わり、次代を担う子どもを育むまちを目指す ・生涯にわたり健康で、環境と共生しながら、安心して住み続けられる持続可能なまちを目指します	新規	R3～7年度(5カ年)	令和3年3月31日	まち・ひと・しごと創生有識者会議及びパブリックコメントでの意見聴取	まち・ひと・しごと創生有識者会議	市長公室 政策企画課
2	一関市スポーツ推進計画	スポーツ基本法の規定に基づき、本市のスポーツ施策を体系的・計画的に推進するために策定するもの	「誰もがスポーツを楽しみ 健康でいきいきとした生活の実現」を基本理念とし、市民一人ひとりがスポーツを日常の生活に取り入れ、地域と関わりを持ちながらいきいきとした毎を送ることを目指して展開する各種スポーツ施策を示すもの	・基本目標 ①生涯を通じたスポーツの推進 市民の誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、多彩なスポーツ活動への参加機会を創出する ②競技スポーツの推進 市内選手の競技力向上を図るため、スポーツ団体と連携し競技力強化や指導者育成を図る活動を支援する ③スポーツ団体等の育成・支援 市民の継続的なスポーツ活動を推進するため、スポーツ活動を支える団体の人材の確保や育成に努める ④スポーツ交流の推進 交流人口の拡大や地域活性化を図るため、観光などの地域資源を活用したスポーツ交流を推進する ⑤スポーツ施設の利用促進 安全で利用しやすいスポーツ施設の管理運営を行い、市民のスポーツ活動の推進と施設利用の促進を図る ・重点プロジェクト スポーツに親しむ機会の創出、競技力の向上、スポーツツーリズムの推進	改定	R3～7年度(5カ年)	令和3年3月31日	・市民アンケート ・各種スポーツ関係団体及び観光関係団体との懇談会 ・小中学校PTAや地域協働体等を対象としたワークショップ ・パブリックコメント	一関市スポーツ推進審議会	まちづくり推進部 スポーツ振興課
3	いちのせき男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法に基づき、本市における男女共同参画を一層推進することを目的に定める	本市における男女共同参画社会の実現のための施策の方向を明らかにするとともに、市民、行政、関係機関が男女共同参画の推進に取り組む際の基本指針とする。併せてSDGsを踏まえた取組を進める。	・「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画 いちのせき男女共同参画プラン(平成19年策定)、第2次(平成24年策定)、第3次(平成28年策定)に続く第4次プラン ・平成27年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(通称「女性活躍推進法」)に基づく市町村推進計画 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(通称「DV防止法」)に基づく市町村基本計画(担当:子育て支援課) 【特徴】 ・上記3つの計画を一体のものとして策定した ・基本理念は、「誰もが互いに認め合い 支え合い 一人ひとりが輝くまちづくり」とした ・男女共同参画社会の形成に向け、3つの基本目標を掲げ、5つの施策の方向性を明らかにし、具体的施策(事業)を進める また、SDGsに掲げる目標の一つである「ジェンダー平等」のほか、SDGsを踏まえた取組とする	新規(第4次)	R3～7年度(5カ年)	令和3年3月18日	・市民アンケート(総合計画後期基本計画案アンケートと合同) 期間 R1.10.4～10.18 ・プラン策定に係る市民ワークショップ(市内8地域) 期間 R1.10.22～11.11 ・パブリックコメント 期間 R3.2.24～3.7	・一関市男女共同参画プラン推進懇話会	まちづくり推進部 いきがいきづくり課
4	一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン	市内で発生する一般廃棄物やバイオマスなどをエネルギー資源と捉え、その活用により地域内で資源やエネルギーが循環する「資源・エネルギー循環型」のまちづくりに向け、その方向性を示すもの	「いかす・つくる・つなぐ 資源・エネルギー好循環のまち いちのせき」を方向性として定め、また、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組を先導し、それらの実現を目指すもの	・平成27年度に策定したビジョンを改定する ・本ビジョンによる取組はSDGsの取組そのものであると捉えられることから、前ビジョンで掲げた方向性を踏襲する ・令和3年2月に市が表明した「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」の達成のための取組を先導する 【特徴】 ・ビジョンの方向性である「いかす・つくる・つなぐ」を推進するため、11の取組方針を定め、それらの方針による具体的な取組を「アクションプラン」として定めた ・ビジョンの取組により、SDGsの17のゴールのうち、13のゴールの達成を目指した ・2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言の達成のため、5つの取組を先導的な取組と位置づけて、強力に推進することとした	改定	R3～7年度(5カ年)	令和3年3月31日	一関市環境審議会での意見聴取	一関市環境審議会	市民環境部 生活環境課

令和3年度を始期として策定した各種計画一覧表

No.	計画名	目的	概要	骨子	新規・改定の別	計画期間	策定日	市民等からの意見聴取の方法	審議会等	所管部課
5	一関市空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定により、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等の発生の予防、活用・流通の促進、適切な管理、除却・跡地利用に関する基本的な方針を定めるもの。	空家等対策の推進に関する特別措置法の趣旨を踏まえ、空家等の対策における所有者等と市それぞれの責務を明らかにし、空家等の増加に伴い発生する防災、衛生、景観などの問題を解決していくための具体的な方針を示すもの	現計画(平成28年度～令和2年度)で掲げた内容の踏襲に加え、「特定空家等」に対する措置を明文化 ・空家等は、所有者等の責任により適切に対応することを基本としていることから、所有者等や地域住民による自発的な管理を促し、対応の強化や体系化を図ることが必要であり、その取組について定めた ・空家等の所有者等に対して適切な管理を促しても改善されない空家等が増えることが懸念されることから、一関市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則を制定し、特定空家等に対する措置の手続きを定めた	改定	R3～7年度 (5力年)	令和3年3月31日	一関市空家等対策協議会、パブリックコメントの実施による意見聴取	一関市空家等対策協議会	市民環境部 生活環境課
6	一関市地域福祉計画	多様化する地域福祉の課題に対応し、福祉サービスの充実とあわせ、市民や福祉事業者などの積極的な参画により、協働による支え合いや助け合いを推進するための基本的方針・方向性を示し、みんなが安心して暮らせるまちづくりを目的とするもの	・社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画。 ・一関市総合計画を上位計画とし、保健福祉分野の施策を推進するための基本計画で、保健福祉分野の個別計画(高齢者福祉計画、障がい者福祉計画等)に共通する理念や考え方を明らかにし、横断的、体系的に推進するための計画	基本理念に「誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、「地域福祉を担う人づくり」、「共に支え合う地域づくり」、「充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり」の3つを基本目標とし、多様化する地域福祉の課題に対応し、福祉サービスの充実と市民、福祉事業者などの積極的な参画により、協働による支え合いや助け合いを推進するための基本的方針・方向性を示すもの 【特徴】 ・国の方針を踏まえ相談体制の充実を図るとともに、地域課題の解決に向けて権利擁護の充実や社会福祉法人間の連携推進などの取組を重点的に進める ・保健福祉分野の各種計画に共通する考え方として、地域共生社会の実現、SDGsの理念など4項目を定めた ・計画策定に係る意見聴取にあたって、市民懇談会、高校生ワークショップ、社会福祉法人懇談会など開催し、地域福祉の課題や取組の方向性など市民、福祉事業者、行政が意見交換する場を設けた ・計画の推進にあたっては、市民や知識経験者などからなる一関市地域福祉計画推進会議で定期的に意見交換を行い、様々な分野の方々の意見を取り入れながら推進する ・一関市社会福祉協議会の一関市地域福祉活動計画と連携して策定を進めた	改定	R3～7年度 (5力年)	令和3年3月	・パブリックコメント (期間 R3.2.16～R3.2.26) ・市民懇談会 ・高校生ワークショップ ・社会福祉法人懇談会 ・各種アンケートの実施(行政区長、民生委員)	一関市地域福祉計画推進会議	保健福祉部 長寿社会課
7	一関市行政改革大綱・集中改革プラン	総合計画に掲げたまちづくりの将来像の実現に向け、後期基本計画に基づく取組を着実に推進するため、行政サービスの質を高めていくとともに、しっかりと行財政基盤を作り上げることを目的とする	「市民との協働や民間活力の活用により、質の高い行政サービスを持続的に提供」することを目指すため、5つの基本方針を定め、具体的な取組として集中改革プランを定めるもの	平成18年度から5年ごとに行政改革の取組を定めており、今回が4度目の計画となる 【目指す方向】 市民との協働や民間活力の活用により、質の高い行政サービスを持続的に提供 【基本方針】 ①協働によるまちづくりの推進 ②職員と組織の最適化 ③事務事業、公共施設の見直し ④財政運営の健全化 ⑤ICT(情報通信技術)の活用 集中改革プランの改革実施項目は、53項目 PDCAサイクルの手法により、毎年度、継続的に取組の改善を図る	新規 (第4次)	R3～7年度 (5力年)	令和3年3月31日	パブリックコメント (期間: 令和2年12月21日～令和3年1月15日)	一関市行財政改革推進審議会 (令和2年度開催実績: 4回)	総務部 財政課
8	一関市定員適正化計画	市民起点に立った質の高い行政サービス水準の維持と財政の健全化を図りつつ、効率的な行政運営を進めるために必要な職員の適正な定員管理の指標とする	当市の面積、人口の推移を予測し、総務省が示した定員回帰指標に基づき算出した試算値(職員数)を目安として各年度の目標定数を示すもの	・効率的で質の高い行政サービスを継続的に提供できるよう必要人員の適正な配置に努める ・定員の適正化とともに必要となる一関市特定事業主行動計画の基本理念に掲げる「働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場づくり」に努める ・職員の能力を最大限に引き出し、限られた職員数で組織全体の能力向上を図るため、人事評価制度の充実に努め、適正な人員配置と人材育成に努める ・事務改善等により全庁的に時間外勤務の縮減に努める	改定	R3～7年度 (5力年)	令和3年3月31日	なし	なし	総務部 職員課

令和3年度を始期として策定した各種計画一覧表

No.	計画名	目的	概要	骨子	新規・改定の別	計画期間	策定日	市民等からの意見聴取の方法	審議会等	所管部課
9	一関市教育に関する大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、教育の目標や施策の根本的な方針を定めるもの	当市の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの	<p>当市が目指すべき教育の姿となる基本目標を「学びを広げ、人と地域が共に育ち、一関の未来を創る」とし、基本目標を実現するために推進していく方向性及びその内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたる学びを応援し、まちづくりを担い、活躍する人づくりを進める ・学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きる人づくりを進める ・郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造する人づくりを進める <p>の3つを基本方針としている 平成28年1月28日に策定した大綱の継続</p>	改定 (平成28年度～令和2年度の大綱を継続)	R3～7年度 (5力年)	令和3年2月5日	令和2年12月4日開催の第12回一関市総合教育会議において協議	一関市総合教育会議	市長公室 政策企画課
10	一関市公営住宅等長寿命化計画	公営住宅の計画的な予防保全による維持管理の推進、長寿命化などに加え、将来ストックの見直しに基づく適正な管理戸数への集約・廃止等の計画を策定することを目的とするもの	「公営住宅等長寿命化計画策定指針」(国土交通省)に基づき、一関市公共施設等総合管理計画の個別計画として整備した前計画(平成23年5月策定)の見直しを行い、公営住宅の居住環境の改善や維持管理方針、集約・廃止等の検討を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の公営住宅(1,197戸)の現状を把握し、「公営住宅等長寿命化計画策定指針」(国土交通省)に基づき、将来的な管理戸数の見直しを立てる ・将来的に生じる住困窮世帯のセーフティネットとして必要とされる住宅数を試算し、必要数確保に向けた維持管理計画(改善・集約・廃止等)の方針を各団地、住棟毎に判定する ・最終的な活戸数に対して実施する改善事業等を検討し、計画的な維持管理を実施するため、計画期間における方針を決定する 	改定	R3～12年度 (10力年)	令和3年3月	パブリックコメント	なし	建設部 都市整備課
11	高齢者福祉計画	豊かで活力に満ちた長寿社会の実現を目指し、高齢者ニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの提供について、本市が目指すべき基本的な方針及びその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため策定するもの	一関市地域福祉計画の理念のもとに、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に基づいて策定する老人福祉計画であり、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に基づく介護保険事業計画と整合を図りながら策定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画(平成30年度から令和2年度)の計画期間終了による策定 ・本市の高齢者福祉施策の総合的指針として位置づけられる ・基本理念を「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち“いちのせき”」として策定 <p>【特徴】 住み慣れた地域でいつまでも元気でいきいきと自分らしい生活を送ることができる地域の実現に向けて、前期計画からの継続性を保ちつつ5つの重点施策に取り組む</p> <ol style="list-style-type: none"> ①健康づくりと介護予防の推進 ②生きがいづくりと社会参加の促進 ③地域の見守りや支え合いの基盤づくり ④サービスの充実 ⑤認知症の人への支援策の推進 	改定	R3～5年度 (3力年)	令和3年3月	・パブリックコメント (期間 R3.1.15～R3.1.29)	一関市高齢者福祉計画策定委員会	保健福祉部 長寿社会課
12	一関市障がい福祉計画	障がい福祉サービスなどの見込み量を定め、必要な障がい福祉サービス等の確保に向け策定するもの	障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の整備と、円滑な事業実施を確保するため策定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月に策定した「一関市障がい者プラン2018」の実施計画にあたる「第5期一関市障がい福祉計画」を改定する。 ・現行計画期間の利用実績をもとに、利用者や支援者、事業所等からの意見をふまえ、障がい福祉サービスや地域支援事業等の具体的な数値目標を定めるもの。 ・計画策定の基本理念 <ol style="list-style-type: none"> ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ②障がいの種別によらない一元的な福祉サービスの実施 ③地域生活移行や就労支援の課題に対応したサービスの提供 ④地域共生社会の実現に向けた取組 ⑤障がい福祉人材の確保 ⑥障がい者の社会参加を支える取組 	改定	R3～5年度 (3力年)	令和3年3月31日	障がい者団体、障がい福祉関係法人からの意見聴取及びパブリックコメントの実施	一関地区障害者地域自立支援協議会	保健福祉部 福祉課
13	一関市障がい児福祉計画	障がい児福祉サービスなどの見込み量を定め、必要な障がい児福祉サービス等の確保に向け策定するもの	児童福祉法第30条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の整備と、円滑な事業実施を確保するため策定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月に策定した「一関市障がい者プラン2018」の実施計画にあたる「第1期一関市障がい児福祉計画」を改定する ・現行計画期間の利用実績をもとに、利用者や支援者、事業所等からの意見をふまえ、障害児通所支援等の障がい児福祉サービスの具体的な数値目標を定めるもの ・計画策定の基本理念 <p>●障がい児支援の提供体制の構築</p> <ol style="list-style-type: none"> ①発達に気になる段階から継続的な支援を行い、必要なサービスが身近な地域で提供できるよう支援体制の充実を図る ②ライフステージごとに障がい児本人にとって最善のサービスを身近な地域で受けられるよう、切れ目のない一貫したサービスを提供する体制の整備 ③障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する ④特別な支援が必要な重症心身障がい児や医療的ケア児の支援を進めるため、サービス提供体制の整備に努める 	改定	R3～5年度 (3力年)	令和3年3月31日	障がい者団体、障がい福祉関係法人からの意見聴取及びパブリックコメントの実施	一関地区障害者地域自立支援協議会	保健福祉部 福祉課

令和3年度を始期として策定した各種計画一覧表

No.	計画名	目的	概要	骨子	新規・改定の別	計画期間	策定日	市民等からの意見聴取の方法	審議会等	所管部課
14	一関市耐震改修促進計画	安全・安心して暮らせるまちづくりを促進するため、計画的に建築物の耐震診断及び診断に基づく耐震改修の促進を図り、今後想定される地震に対する建築物の安全性を高め、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています	建築物の耐震化を進めるに当たっては、特に倒壊による被害が大きい住宅及び震災時における防災拠点や避難場所にもなる多数の人が利用する市有特定建築物について現状を把握し、それに対する目標を定めることとする	(1)住宅の耐震化の目標 住宅の耐震化率を令和7年度までに88%とすることを目標とします (2)市有特定建築物の耐震化の目標 利用に供する各市有特定建築物の耐震化率は令和2年度末で100%となっており、今後も継続して100%を維持していきます ○一関市木造住宅耐震診断事業及び耐震改修助成事業の実績及び目標(件数) 木造住宅耐震診断実施件数 現状680件、目標830件 木造住宅耐震改修工事助成件数 現状104件、目標119件 (1)情報提供の実施 (2)相談窓口の設置 (3)リフォームにあわせた耐震改修の誘導 (4)県と連携した取組	改定	R3～7年度 (5力年)	令和3年3月	関係機関(建築士会、建築士事務所協会、宅建協会)との協議 令和元年12月16日 意見なし パブリックコメント 令和2年12月23日から令和3年1月21日実施、意見無し	第3期一関市耐震改修促進計画策定会議	建設部 都市整備課
15	一関市学校施設長寿命化計画	学校施設に必要な機能性能を確保するとともに維持管理コストの縮減・平準化を図る	公立学校のうち、小中学校(統合を予定している学校を除く)	一関市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画として位置付ける	新規	R3～R8 (6力年)	令和3年3月31日	無し	無し	教育部 教育総務課